

平成 17 年度(2005 年度)東北大学法科大学院

第 2 回学外入学試験説明会(資料)

平成 16 年(2004 年)7 月 24 日 エル・ソーラ 大研修室

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹(裁判官・検察官・弁護士)に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる。東北大学法科大学院の修了者には、「法務博士(専門職)」の学位が授与され、平成 18 年(2006 年)から実施される「新司法試験」の受験資格が付与される。

* なお、以下の内容の詳細については、本日配布した「平成 17 年度(2005 年度)東北大学法科大学院募集要項」(コピー)をご参照いただきたい。

1. 東北大学法科大学院の概要

法科大学院では、学部レベルで法学を学んだ者のほか、学部で法学以外の学問を学んだ者をも受け入れて、法曹を養成する。そこで、3 年間の教育課程のうち、1 年次は、法学を学んだことのない者を主たる対象として法学の基礎を徹底的に教え、2 年次・3 年次で、実務法曹として必要な能力を鍛えることになる。法科大学院入学までに法学部等で十分な法学の基礎を身につけている者については、1 年次に課される科目の履修を免除してただちに 2 年次の課程からスタートすることを認める(つまり 2 年間の修了を認める)。

開講科目は、以下の通りである(パンフレット参照)。

1年次科目(計30単位)

法学の基礎を学ぶための科目群。具体的には、公法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各科目。

2年次・3年次科目(計66単位。但し、1年間にとれる最大単位数は36単位。)

基幹科目(28単位・必修)

実務民事法、実務刑事法、実務公法

実務基礎科目(8単位必修、2単位選択必修)

法曹倫理(必修)、民事・行政裁判演習(必修)、刑事裁判演習(必修)、民事要件事実基礎、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ
リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ、模擬裁判など

基礎法・隣接科目(4単位選択必修)

日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学Ⅰ・Ⅱ、実務外国法Ⅰ・Ⅱ、
法と経済学など

展開・先端科目(24単位以上選択必修)

現代家族法、現代契約法、現代不法行為法、消費者法、医事法、環境法、証券取引法、金融法、経済法実務、経済法理論、民事執行・保全法、倒産法、国際民事訴訟法、実務労働法Ⅰ・Ⅱ、社会保障法、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、国際知的財産法、企業課税論、刑事実務演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、少年法・刑事政策、国際法発展、国際法発展演習、国際人権・刑事法、トランスナショナル情報法、国際私法、国際家族法、国際取引法、民法発展演習、企業法務演習Ⅰ・Ⅱ、ジェンダーと法演習、憲法訴訟と憲法解釈論など

授業の方法・形式は、各科目の特性に応じて多様でありうるが、多くの科目において、学生による十分な予習を前提としたうえで、教員と学生との対話(あるいは学生相互間の対話)を通じて、学生の知識・理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の涵養を図ることが予定されている。

2. 募集人員

100名

平成17年度は、100名の入学許可者のうち、既修者を60名程度、未修者を40名程度とする。なお、2年間での修了を希望する者であっても、法律学の試験結果が基準に達しない場合、未修者として合格させることがありうる。

3. 出願資格

大学入試センターの実施した「平成16年度法科大学院適性試験」を受験し、かつ、出願時において次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 大学を卒業した者及び平成17年3月までに卒業見込みの者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び平成17年3月までに学士の学位を授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成17年3月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成17年3月までに修了見込みの者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号参照）
- (6) 大学院に「飛び入学」した者であって、当該者がその後に入學する本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) その他本大学院において、個別の入學資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

備考1. 出願資格(6)又は(7)により出願しようとする者は、平成16年10月13日（水）までに、法学研究科専門職大学院係へ申し出ること。

備考2. 「大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの（通称「飛び入学」）に関する出願資格は、本年度は適用しない。

4. 選考方法

選考は、次に掲げる「適性試験等による選考」(以下「第1次選考」という。)及び「論述試験等による選考」(以下「第2次選考」という。)「面接試験等による選考」(以下「第3次選考」という。)の3段階の方法により行う。第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行う。第3次選考は、第2次選考の合格者に対して行う。第1次から第3次選考までの結果を総合して最終合格者を決定する。入学を志望する者は、予め入学申請にあたって、2年間での修了を希望するか否かを示すものとする。

(1)第1次選考(適性試験等による選考)

次の成績資料を総合的に評価して行う。

ア. 全国規模で実施される法科大学院適性試験の成績

大学入試センターの実施する適性試験の成績により選考を行う。また、日弁連法務研究財団の適性試験を受験した者については、その成績をも考慮に入れて選考を行う(日弁連法務研究財団の適性試験を受験したことによって、当該志願者がそれを受験しなかったと仮定した場合に比して不利に取り扱われることはない)。

平成17年度は、「大学入試センター」及び「日弁連法務研究財団」が、それぞれ法科大学院入学適性試験(大学入試センターの適性試験は平成16年6月27日(日)、日弁連法務研究財団の適性試験は平成16年6月13日(日))を、それぞれ全国規模ですでに実施済みである。

イ. 志願理由書及び大学(学部)の成績証明書等の書類審査

平成17年度においては、本年度と異なり法科大学院既修者試験を必須としない。ただし、本試験において著しく優秀な成績を収めた者については、選考の際に加点事由とする。その際に必要な科目は、憲法・民法・刑法の三科目とする。

「法科大学院既修者試験」は、日弁連法務研究財団・商事法務研究会主催/法学検定試験委員会による短答式試験であり、平成16年5月16日(日)に、全国規模ですでに実施済みである。

なお、入学志願者の数が募集人数を大幅に上回り、第2次選考を適切に実施できない場合には、第一段階選抜(いわゆる「足きり」)を行い、その合格者に対してのみ、第2次試験を行う予定である。「足きり」を行う基準としては、約5倍程度を想定している。

(2)第2次選考(論述試験等による選考)

第1次選考で用いた成績資料と、次の成績資料を総合的に評価して行う。

ア.小論文試験(思考力、表現力等を問うもの)(志願者全員)

イ.2年間での修了を希望する者については、ア.の成績に加えて、本法科大学院の実施する法学専門科目筆記試験

平成17年度においても、本年度入試と同様に、公法、民法、刑法、商法、民訴、刑訴の6科目について実施する。

なお、試験会場は、東北大学にのみ設置される。

(3)第3次選考(面接試験等による選考) 下記参照。

5.面接試験の導入について

平成17年度入試では、本年度入試と異なり、面接試験を導入する。方式としては、志願者が法律家としての資質・適格性があるかどうかを判定できる内容を中心とする(一人20分程度)とする。対象は、第2次選考の合格者である(150人程度を予定している)。第3次選考では、第2次選考で用いた成績資料と面接試験の成績資料を総合して、最終的な合格者を決定する。

6. 入試の日程について

平成 16 年(2004 年)10 月 15 日(金)～10 月 22 日(金): 出願受付期間

平成 16 年 11 月 9 日(火): 第 1 次選考合格者発表

平成 16 年 11 月 27 日(土), 28 日(日): 第 2 次選考試験

平成 16 年 12 月 13 日(月): 第 2 次選考合格者発表

平成 16 年 12 月 19 日(日): 第 3 次選考試験

平成 16 年 12 月 24 日(金): 最終合格者発表

平成 17 年(2005 年)1 月 6 日(木), 7 日(金): 入学手続期間

入学手続の状況によっては, 追加合格者を認めることがありうる。

試験結果の発表に際しては, HP を活用する予定。

7. その他

本年度と異なり, すべての(客観的ないし公的)証明書の添付を自由に認める。

また, 不合格者については, 試験結果の開示を行なう。

【配点】

< 第1次選考 >

	未修者・既修者共通
書類審査	100
法科大学院適性試験	200
計	300

< 第2次選考 >

	未修者	既修者
書類審査	100	100
法科大学院適性試験	200	200
小論文試験	400	200
法学専門科目試験*		900
計	700	1400*

*日弁連法務財団の実施する法科大学院法学既修者試験(「財団法学既修者試験」という)の成績(憲法・民法・刑法の三科目の総合成績)の偏差値が65/60以上の者について、それぞれ30点/15点を加算する。

< 第3次選考 >

	未修者	既修者
書類審査	100(12.5%)	100(6.7%)
法科大学院適性試験	200(25%)	200(13.3%)
小論文試験	400(50%)	200(13.3%)
法学専門科目試験*		900(60.0%)
面接試験**	100(12.5%)	100(6.7%)
計	800	1500***

*法学専門科目試験については、公法(100点, 19.2%), 民法(100点), 商法(100点), 刑法(100点), 民事訴訟法(60点, 11.5%), 刑事訴訟法(60点)の総計520点を900点に換算する。

**但し、面接試験の得点が0点の者は、総合得点の如何にかかわらず不合格とする。

***日弁連法務財団の実施する法科大学院法学既修者試験(「財団法学既修者試験」という)の成績(憲法・民法・刑法の三科目の総合成績)の偏差値が65/60以上の者について、それぞれ30点/15点を加算する。